

十勝地域公共交通調査等委託業務企画提案指示書

1 委託業務名

十勝地域公共交通調査等委託業務

2 業務の目的

十勝管内の地域住民が買い物、通院や通学などの日常生活で使う地域公共交通及び十勝地域外からの観光客や移住希望者に向けて、空港や駅などの交通結節点からの地域内の主要観光地や移住関連施設を結ぶ地域公共交通を、利用者目線でより使い易くするとともに、公共交通利用時の安全・安心の確保に向けた仕組みの実証事業や、各種交通モードを組み合わせた新たな旅行商品を造成することで、地域の魅力を向上させ、域内外の交流人口の拡大を図ることを目的とする。

3 業務の内容

以下項目を原則とするが、具体的内容や手法については、十勝地域公共交通活性化協議会の意向を踏まえたものとする。

(1) 衛生環境を維持確保する仕組みの実証事業

新型コロナウイルス感染症の影響による公共交通利用者の行動様式の変化を踏まえ、安心・安全なサービス提供や、サービス提供の効率化・合理化・利用拡大に向けて、地域交通サービスの非接触化に向けた仕組みの実証事業を行うこと。ここで実証事業の実施においては、以下の(ア)～(オ)を踏まえて実施すること。

(ア) 衛生環境維持確保実証ワーキンググループの開催

令和4年度に十勝地域公共交通計画推進協議会が実施した「衛生環境を維持確保する仕組みの検討」結果を踏まえるとともに、今年度、「衛生環境維持確保実証ワーキンググループ」を開催し、交通事業者等の構成員との協議の下で実証事業の方法を検討すること。ここで今年度の同ワーキンググループの開催回数は2回程度とする。

(イ) キャッシュレス決済の導入

将来的に持続可能とすることを重要視し、特に、過度にイニシャルコストやランニングコストがかからない手法によるキャッシュレス決済サービスを導入すること。なお、導入に当たっては、交通事業者等の意見・要望等を聞きながら進めること。

(ウ) キャッシュレス決済の拡大を図るターゲット設定とプロモーションの実施

(イ)で導入するキャッシュレス決済サービスについて、利用拡大が見込まれるターゲット設定を行い、効果的な広報・プロモーションを展開すること。

(エ) キャッシュレス決済利用者へのアンケート調査の実施

キャッシュレス決済利用者に対して、webアンケート調査を実施し、「購入しやすさ」、「利用しやすさ」等の観点でサービスの評価を実施すること。

(オ) 今後の実装に向けた検討

衛生環境を維持確保する仕組みについて、今後の実装に向けて、上記(ア)～(エ)の検討を踏まえてノウハウを整理すること。

(2) 観光客や移住希望者の誘導に向けた新たな交通旅行商品の造成

十勝管内の各種交通モードが連携した交通旅行商品の造成・プロモーション・販売を行うこと。実施においては以下の(ア)～(オ)を踏まえて実施すること。

(ア) 交通旅行商品を造成する会議体の設置

令和5年度は、交通旅行商品を造成するための会議体を設置し、構成員との協議の下で商品内容や販売方法等を検討すること。会議体の設置に当たっては、令和6年度以降(3か年事業終了後)の自走可能な実施体制とすること。

(イ) 交通旅行商品の造成

造成する交通旅行商品は、対象地域を十勝管内とし、2つ以上の交通モードが連携するものまたは交通モードと観光施設等が連携するものとする。

(ウ) 交通旅行商品の販売

(イ)で造成した旅行商品を販売すること。なお、販売にあたっては、web上でのデジタルチケットとしての販売を主とし、売り上げ枚数や販売金額等は発注者へ定期報告を実施すること。

(エ) プロモーションの実施

プロモーションを造成する各交通旅行商品のターゲットや利用シーンを想定して適切な手法を検討し実施すること。また、観光に関する情報(モビリティ・イベント・アクティビティ・体験)も提供すること。

(オ) 次年度以降に向けた検証・検討

交通旅行商品の造成・販売の結果については十分な検証や課題整理を行い、次年度以降の取組継続に向けたノウハウを整理すること。また令和6年度以降(3か年事業終了後)の自走可能な具体的な方法についても検討すること。

(3) 報告書の作成

本事業の実施内容・結果について報告書を取りまとめること。なお報告書は、紙媒体(A4版)で5部、電子媒体(CD-RまたはDVD-R)で50部とする。

4 留意事項

- ・本事業の実施に当たっては、令和3年度及び令和4年度に十勝地域公共交通活性化協議会が実施した「十勝地域公共交通調査等委託業務」の成果を活用すること。
- ・また、本事業の企画に当たっては、「北海道スタイル」を踏まえた内容かつ、新型コロナウイルス感染症対策と利用促進の両立に留意すること。
- ・本事業終了後、公的な支援等がなくても事業やサービスが継続できることを想定した仕組みを構築すること。
- ・本事業は国の「デジタル田園都市国家構想交付金」を活用することから、当該補助金交付要綱を遵守すること。
- ・その他、本事業の目的を達成する上で必要となる追加事項等があれば提案を行うこと。

5 委託期間

契約締結の日から令和6年(2024年)3月8日(金)まで

6 予算上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）

13,587 千円

7 業務上の留意事項

業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、十勝地域公共交通活性化協議会と受託者が協議して決定する。

8 提案方法

企画提案指示書に沿った企画提案書を、別紙「十勝地域公共交通調査等委託業務企画提案書作成要領」に基づき A4 版縦長で作成し、必要部数を提出すること。

9 提出期限

令和 5 年（2023 年）5 月 8 日（月）15:00（必着）

10 提出場所

事務局：北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課（担当：片桐、山田）

〒080-8588 帯広市東 3 条南 3 丁目

電話 0155-66-9043

11 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画提案書の採否は、文書で通知する。
- (3) 期限までに企画提案書の提案がない場合は、「参加表明書」の提出があっても参加の意思がないものとみなす
- (4) 審査に当たっては、企画提案者は匿名とし、別に支持する企画提案者名（A 社、B 社等）により行うものとする。